

平成29年

第1回市議会定例会 議案第30号

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部改正について

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の
一部を改正する条例

函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「の子」の後ろに「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。）」を加え、「または介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「あるもの」の後ろに「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「ため、」の後ろに「管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において」を、「休暇をいう。）」の後ろに「または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要

介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

部分休業の対象となる子の範囲を改め、ならびに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇に係る規定を整備し、および給与の減額の対象となる休暇に介護時間を加えるため